2　外国人等に対する報告徴収規定の見直し

国土交通大臣は、輸送の安全等を確保するため必要があると認めるときは、本邦の港と本邦以外の地域の港との間に航路を定めて行う旅客定期航路事業又は人の運送をする不定期航路事業（当該航路の起点等が本邦の港にあるものに限る。）を営む外国人等に対し、報告を求めることができること等とした。（第四二条関係）

二　内航海運業法の一部改正関係

1　内航海運業の登録制度の対象となる事業の追加

内航海運業の登録制度の対象に、内航運送の用に供される船舶の管理（委託その他いかなる名義をもってするかを問わず、他人の需要に応じ、当該船舶に船員を乗り組ませ、当該船舶の点検及び整備並びに航海を行う業務をいい、主として港湾運送事業の用に供される船舶に係るものを除く。）をする事業を追加すること等とした。（第二条、第四条及び第六条関係）

2　内航海運業者に関する規定の整備

㈠　内航海運業者は、内航海運業に係る業務に関し契約を締結したときは、当該契約の相手方に対し、提供する役務の対価等を記載した書面を交付しなければならないこと等とした。（第九条関係）

㈡　内航運送をする内航海運業者は、船員の過労を防止するために必要な措置を講じなければならず、その措置を講ずるに当たっては、五の１の㈢の船舶所有者の意見を尊重しなければならないこと等とした。（第一二条及び第一九条関係）

3　荷主に関する規定の整備

㈠　荷主は、内航運送をする内航海運業者がこの法律又はこの法律に基づく命令を遵守して事業を遂行することができるよう、必要な配慮をしなければならないこととした。（第二九条関係）

㈡　国土交通大臣は、内航運送をする内航海運業者の違反行為が荷主の指示に基づき行われたことが明らかであるときその他当該違反行為が主として荷主の行為に起因するものであると認められ、かつ、当該内航運送をする内航海運業者に対する命令又は処分のみによっては当該違反行為の再発を防止することが困難であると認められるときは、当該荷主に対しても、当該違反行為の再発の防止を図るため適当な措置をとるべきことを勧告することができることとし、勧告をしたときは、その旨を公表することとした。（第三〇条関係）

三　造船法の一部改正関係

1　目的の改正

この法律は、我が国の造船に関する事業が我が国の安定的な海上輸送の確保及び海洋の安全保障に貢献し、並びに地域の経済の活性化に寄与していることに鑑み、造船に係る施設の新設等の許可制度等を設けることにより造船技術の向上を図り、あわせて造船に関する事業の円滑な運営を期するとともに、事業基盤の強化に関し計画の認定制度を設けること等により、造船に関する事業の健全な発展を図り、もって国民生活の向上及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とすることとした。（第一条関係）

2　性能試験に関する規定の削除

国土交通大臣による推進性能試験等に関する規定を削除することとした。（第四条及び第五条関係）

3　事業基盤強化に関する計画認定制度の創設

㈠　国土交通大臣等は、事業基盤強化（造船等事業者がその事業の全部又は一部の生産性を相当程度向上させることを目指した一定の事業活動であって船舶等の品質の向上を図ることを目指したものをいう。以下同じ。）の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針を定めること等とした。（第一〇条関係）

㈡　造船等事業者がその実施しようとする事業基盤強化に関する計画（以下「事業基盤強化計画」という。）を作成し、国土交通大臣の認定を申請した場合において、国土交通大臣は、当該計画が一定の基準に適合すると認めるときは、その旨の認定をすること等とした。（第一一条、第一二条及び第三一条関係）

㈢　造船等事業者が㈡の認定を受けたときは、船舶安全法等の特例措置を受けることができることとした。（第一三条～第一五条関係）

㈣　公庫は、事業基盤強化促進円滑化業務（指定金融機関に対し、認定事業基盤強化事業者が認定を受けた事業基盤強化計画に従って行う事業基盤強化（生産性の向上等に資する取組が国内で行われるものに限る。）のために必要な資金の貸付けに必要な資金を貸し付ける業務及びこれに附帯する業務をいう。）を行うことができること等とした。（第一六条～第二七条及び第三二条関係）

4　経過措置に関する規定の整備

この法律に基づき命令を制定等する場合においては、その命令で、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができることとした。（第三四条関係）

四　船舶安全法の一部改正関係

船舶等の状態を遠隔から監視するための設備等を用いることにより船舶の航行を支援する業務を行う者は、当該業務を行う能力について事業場ごとに国土交通大臣の認定を受けることができることとし、その認定を受けた事業場において行う当該業務の対象となる船舶等であって一定の要件を満たすものについては、定期検査等を省略できることとした。（第六条ノ四関係）

五　船員法の一部改正関係

1　船舶所有者に関する規定の整備

㈠　雇入契約の成立等に関する届出主体を船長等から船舶所有者に変更することとした。（第三七条関係）

㈡　船舶所有者は、船員の労務管理を行う主たる事務所に記録簿を備え置いて、船員の労働時間等を記載しなければならないこと等とした。（第六七条関係）

㈢　船舶所有者は、船員の労務管理に関する事項を管理させるため、労務管理責任者を選任しなければならないこと、労務管理責任者の意見等を勘案して労働時間の短縮等の措置を講じなければならないこと、当該措置を講ずるため運航計画の作成及び実施に関する事項について変更の必要があると認めるときは内航海運業者に対し意見を述べなければならないこと等とした。（第六七条の二関係）

2　労働時間に関する例外規定の見直し

防火操練、救命艇操練その他これらに類似する作業及び航海当直の通常の交代のために必要な作業について、労働時間に関する例外規定の対象から除外することとした。（第六八条第一項関係）

3　付加金の支払の請求期間及び消滅時効の期間の延長

船員が付加金の支払を請求することができる期間及び船員の船舶所有者に対する給料その他の報酬の債権に関する消滅時効の期間について、二年間から五年間に延長することとした。（第一一六条第二項及び第一一七条関係）

4　経過措置に関する規定の整備

３による改正後の船員法の規定の適用について、付加金の請求を行うことができる期間及び給料その他の報酬の債権（退職手当の債権を除く。）の消滅時効の期間は、当分の間、三年間とすることとした。（附則第三条関係）

六　船員職業安定法の一部改正関係

1　船員職業紹介に関する規定の整備

㈠　地方運輸局長等が受理しないことができる求人の申込みとして、労働に関する法律の規定の違反に関し法律に基づく処分等が講じられた者、暴力団員等からの求人の申込みを追加することとした。（第一五条及び第四二条第一項関係）

㈡　求人者等は、求職者等に対して明示された従事すべき業務の内容等を変更するときは、当該求職者等に対し、当該変更する従事すべき業務の内容等を明示しなければならないこととした。（第一六条第二項、第四二条第一項、第四八条及び第五二条関係）

㈢　船員職業紹介の順序について、求人条件又は求職条件を同じくする申込みの間においてはその受理の順序によることとする原則を廃止することとした。（第一八条関係）

2　備

㈠　国土交通大臣は、社会保険・労働保険関係法令違反により罰金刑に処せられ、その執行を終えた日等から起算して五年を経過しない者、暴力団員等に対しては、無料の船員職業紹介事業の許可を与えてはならないこととした。（第三五条関係）